一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区小川字十六ノ地四六八の一、字田ノ向四七三の一
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮城県東松島市矢本字上舘下一一九の一、一二二の四、一二七の一、牛網字別当二七、字雉子抓四四の一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山形県東田川郡庄内町狩川字大桐峯一の一から一の五まで、二の二から二の四まで、二の七、二の三〇、二の九六、五、五の一から五の一〇まで、五の一三、字大堰台二〇の一、二〇の二、二〇の八、清川字花崎一六六の一一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大桐峯五の二・五の三・五の九・五の一〇・字大堰台二〇の一・二〇の二・字花崎一六六の一一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山形県西村山郡朝日町大字太郎字雨沼一二〇七、一二一一の二、一二一三の一、一八八一の一、一九二三の二、二二七八、二二七八の二、二二八九の四、二二九一の一、二二九一の五、二三三二の一、二四五二の一、二四五二の二、二四五六、二四五七の一、二四五七の二、二四五七の八から二四五七の一五まで、二四五七の一八、二四五七の一九、二四五七の二三、二四五七の二五、二四五七の二六、二四五七の二八から二四五七の三二まで、二四五七の三四、二四五七の三五、二四五九の一、二四五九の五、字打ナコ一二三九、一二三九の一、一二三〇、一二三〇の一、一二三三、一二三二の一、一二三二の三、一二三二の四、一二三五、一二三五の一、一二三六の一、一二三八、一二四〇、一二四〇の一、一二四一の一、一二四二の一、一二四三、一二四三の一、一二四四、一二四五の一、一二四六、一二四六の一、一二四七の一、字吉三山一二八五の二、一二九〇の一、一二九〇の二、一二九〇の七、一二九五、二四五九の八、字堰口一二九一の一、一二九一の四、一二九一の七、二三三七、二三三七の一、二三三七の二、字惣右衛門林一八七三の一、一八七三の二、字長坂一一九六の一、一一九八、一二〇〇の二、一二〇二の一、一二〇二の五、一二〇三、一二〇四、一二〇四の一、一二〇四の二、一二〇四の五、一二〇五、一二〇五の二、一二〇六の一、一二〇六の二、二七〇九の一、二七一〇の三、二七二六、二七二七、二七二八の一から二七二八の四まで、二七三六の一から二七三六の三まで、字暖日一一六二、一一六五、一一六六の一、一一六七から一一六九まで、一一七三の一、一一七三の二、一一七五、一一七六、一一七六の二、一一七七の一、一一七七の二、一一七八から一一八一まで、一一八四から一一八六まで、一一八九の一、一一八九の二、一一九〇の一から一一九〇の三まで、一一九一、一一九三、一一九六、一二〇一の一、一二〇二、一二〇六の四、一二一八の一、一二一八の三から一二一八の六まで、一二一九の二、一二一九の三、一二一九の五、一二一九の六、二二八三の一、二七〇一の一、二七〇三から二七〇六まで、二七〇八、二七一一、二七一三の一、二七一四の一、二七一五の一、二七一五の二、二七一六の一、二七一七の一、二七一七の二、二七一八の二、二七一九、二七二三、二七三〇、二七三五、二七三八から二七四〇まで、二七五六の一、二七五八、二七五九、二七六〇の一、二七六二の一、二七六三の一、二七六四の一、二七六五の一、二七六六、二七六八、二七七一の一、二七七三、二七七五、二七七九の一、二七八一の一、二七八二の一、二七八三の一、二七八六の一、二七八八の一、二七九〇の一、二七九二、二七九三の一、二七九四の三、二七九五の一、二七九五の二、二七九六の一、二七九七の一、二七九七の二、二七九八、二七九九、二八〇一、二八〇三の一、二八〇四の一、二八〇四の三、二八〇五、二八〇六の一、二八〇六の二、二八〇七の一、二八〇七の二、二八〇八の一、二八〇九の一、二八一〇から二八一二まで、二八一四の一、二八一五の一、二八一五の三、二八一六の一、二八一九、二八二〇、二八二一の一、二八二一の二、二八二二の一、二八二二の二、二八二二の五、二八二三の一、二八二三の二、二八二四の七、二八二六の一、二八二七の一から二八二七の三まで、二八二九の一、二八三三、二八三五、二八三七から二八三九まで、二八四一の一、二八四二、二八四三、二八四五の一、二八四五の二、二八四五の七、二八四七、二八四九、二八五〇の一、二八五一の一、二八五一の三、二八五二から二八五九まで、二八六三、二八六四、二八六六、二八七〇、二八七二、二八七四、二八七五、二八七八から二八八〇まで、二八八二、二八八三、二八八六から二八九〇まで、二八九二、二八九四、二八九九の一、二九〇〇、二九〇一の一、二九〇二の一、二九〇三の一、二九〇四の一、二九〇六の一、二九〇六の二、二九〇六の四、二九〇八の一、二九〇八の三、二九一二から二九一四まで、二九一六、二九一九の一、二九二〇、二九二五、二九二六、二九二九の一、二九三〇、字ヒノ倉一二一〇、一二一二、一二一三、一二一三の二から一二一三の四まで、一二一五、一二二〇、一二二〇の一、一二二〇の九から一二二〇の一一まで、二二七八の一、二二七九、二二八〇の一、二二八一、二四五七の二〇、二四五七の二二、字文野一一六四、一一六四の一、一一六四の三、一一六四の四、一一六四の一五、一一六四の一六、一一六四の一八、一一六四の一九、一一六四の二一から一一六四の二五まで、一一六四の二七から一一六四の三二まで、一一六四の三五、一一六四の四一、一一六四の四三、一一六四の四六、一一六四の四八、一一六四の五二、一一六四の五四、一一六四の五八、一一六四の五九、一一六四の六二、一一六四の六三、一一六四の六五、一一六四の六六、一一七〇の一、一二四六の二、一二九三の一、一二九三の三、一二九三の四、一四四五、二三三六の一、字三ツ沢一二二一の一、一二二一の二、一二二一の六、一二二二、一二二四の四、一二二四の